

アンシアン＝レジム期の社会史研究の現況

— アナルの研究によせて —

阿河雄二郎

はじめに

近年、わが国の歴史学の関心は社会史研究に傾斜しつつあるが、そのなかで特に注目を集めているのがフランスのいわゆるアナルの研究動向である。^①

周知のように、アナルの原点は構子定規な政治史の否定にある。ブロックとフェーヴルの創刊した雑誌『アナル』の目的は、政治史の優位と事件史的歴史叙述を排し、隣接諸科学との交流や比較研究を取入れた「全体史」*histoire totale*の樹立にあった。^②しかし、昨今のアナルへの関心の高まりはブローデルの「構造史」*histoire structurale*に始まる。

ブローデルの方法は、一定の時間的・空間的広がりの中で、統

一的であり、かつ安定して永続する社会に一つの構造を措定し、

静態的解明を試みることにある。^③つまりブローデルは、自然環境

や地理的景観のような「不変の相」の重視と、百年という単位の

時間の尺度を導入することにより、「長期的持続の歴史」*histoire*

*de la longue durée*を構想したのであった。^④かかる方法は、シ

ョーニユの定立した新しい歴史叙述のあり方を示す「時系列史」

*histoire sérielle*をもたらし、^⑤また、政治・経済の流れとは相対

的に自律し、後発する社会への関心に展望を開くものであった。

ところで、社会史とは、社会構成史、社会運動史、生活史、文

化史などさまざまなジャンルを包摂した複合体であり、アナルの

社会史といえども、社会の諸現象を寄木細工のように多角的・網

羅的に集めたものであって、そこに統括的な方法を見出すこと

はできない。

けれどもアナルの社会史を魅力的、独創的たらしめているものは、その時代を生きた人々の通常態もしくは生きざまに肉迫する姿勢であるというとはできる。民衆史を書きおこすことに熱情を注いだのはミシュレであったが、これを継承したブロックが『歴史のための弁明』のなかで、歴史家を食人鬼に準え、歴史の対象を「人間たち」と規定した点にアナルの社会史の核心があると思われるのである。^⑩

このような人間史を意識するアナルの最先端に位置するジャンルが「心性史」*histoire des mentalités* である。心性史を胚胎させたものは、何よりもデュルケーム、ブリューールの社会学とブロックの歴史学の親近関係であり、更に、レヴィ＝ストロースとブローデルの邂逅である。二宮宏之氏は心性を「感じ、考える、その仕方」、「心のありよう」と解説されたが、心性史の理解を深めるために、心性史の主唱者であるマンドルーとルীগォフの主張をみておきたい。

マンドルーの問題意識は、地理上の発見・宗教改革・ルネサンスという世界的事件の継起する近代初頭（一五〇〇—一六四〇年）に生きた「近代人」*homme moderne* の実像を描出することであった。^⑪ところが近代は、一方でモンテーニュ、ガリレオな

どの近代的思惟や科学的精神を確立した人々を輩出させた反面、他方で依然として非科学的、呪術的世界に埋没する広範な民衆をも生んでいる。そのため、一部の知的エリートをいくら追求しても、平均的な近代人を描くことが困難になったのである。そこでマンドルーは、現代人とは異質な様式をもつ近代人の精神的・肉体的構造を多くの資料から浮彫し、しかるのち、定立された近代人が自己を取巻く集団・社会・国家と取結ぶ諸関係（社会的絆 *solidarité*）の考察へと進めていったのである。^⑫

同様にルীগォフは、十字軍のような事件を考察するには、政治・経済史の次元をこえた民衆の抱く宗教観念（宗教的心性）に踏込んで検討する必要があると述べている。^⑬ルীগォフのいう心性とは、人々の日常的、自動的、無意識的な生活の営みのなかに潜んでいるもので、決して支配者階級が専有する高尚な思索ではない。^⑭換言すると、心性とは支配者と民衆が共有する通俗的な観念にほかならない。

しかしながら、心性を明らかにするには、これまでの歴史学が利用してきた資料に依拠するだけでは不十分である。そこには民衆の心性が十分に反映されていないからである。したがって、「精神の道具」*outillage mental* を模索するマンドルーや、「新しい歴史学にとってすべてが資料である」と断言するルীগォフは、民

衆の心性を求めて新しい資料の発掘を提言する。^①その際、有力な手がかりとなったものが、遺文資料、考古学的資料(民俗資料)、無形の資料(遺習、口承伝承)など専ら民俗学の用いる資料であった。^②

中村雄二郎氏は構造主義の魅力の一つを、「自己中心的な文明化によって近代ヨーロッパの社会と人間が、内側と外側に見棄ててきたいわば深層的人間、つまり『狂人』と『未開人』とを新しく見直すことから、『人間』とはなにか、『文化』とはなにか、を考えることである」と述べられたが、心性史を標榜するアナルの根底にある問題意識は、まさしく構造主義に連なるものである。すなわち、アナルは進歩・発展史観に批判的な反近代・反文明論的思考を背景に、今までの歴史学が捨象し、取残してきた深層部や周縁の世界に光を照射することによって、かえって本質を見極めようと企図しているのである。

本稿で概観しようとするアンシアン・レジーム期に関するアナルの社会史研究には、このような思潮が強烈に認められる。ブローデルをはじめ、シヨニーヌ、ル・ロワラデュリなどアナルを代表する研究者がこの時期の研究に携わっていることは決して偶然ではない。中世的なものと近代的なものが交錯しながら鈍いテンポで展開していくアンシアン・レジーム期は、静態的な構造史

的理解がきわめて有効な領域なのであり、民衆の残した資料にも比較的恵まれて心性史の時系列史的把握も可能な領域なのである。しかもこの時期は、近代社会が打棄ててしまった牧歌的風景を彷彿とさせる場でもある。

アナルは、未開社会の解明に用いる文化人類学的手法を歴史時代であるアンシアン・レジーム期に適用することにより、新たな視角から前近代の復権を図っていると思われる。本稿では、アナルの研究対象となっている多くの課題のなかから、「家族史」、「非キリスト教化」、「民衆文化」、「周縁の世界」を取上げて、研究の現状を探ってみたい。

① アナルの諸問題を取上げたものには、『社会経済史学』四四巻四号(一九七八年)、『思想』六六三号(一九七九年)のアナル特集号をはじめ、二宮宏之「歴史的思考とその位相——実証主義歴史学より全体性の歴史学へ——」、『フランス文学講座』第五巻所収論文、大修館書店、一九七七年)、四二五―四四頁、山瀬善一「フランス・アナル」学派の方法」、『講座西洋経済史』第五巻所収論文、同文館、一九七九年)、九八―二八頁などがある。

② L・フェーヴル『歴史のための問い』(長谷川輝夫訳)、創文社、一九七七年、二八頁。M・ブロック『比較史の方法』(高橋清徳訳)、創文社、一九七八年。

③ F. Braudel, *La longue durée*, *Annales: Economies-Sociétés-Civilisations* (以下、*AESC* と略記)、1958, n° 4, p. 731.

④ *Ibid.*, p. 727. その具体例が F. Braudel, *La méditerranée et le*

monde méditerranéen à l'époque de Philippe II, Paris, 1949, p. 99
 の下に詳説を載せた。

一 歴史人口学の周辺

- ⑤ P. Chaunu, *Histoire, science sociale*, Paris, 1974, chap. 2.
- ⑥ J. ミュンヘン『民衆』(大野一蓮訳)、みすず書房、一九七七年。
- ⑦ M・ブロッタ『歴史のための弁明——歴史家の仕事——』(讀井鉄男訳)、岩波書店、一九五六年、八頁。
- ⑧ 宮島喬「フランス社会学派と集合意識論——歴史における「心性」の問題にふれて——」、『思想』六六三号、一六九—一八七頁。
- ⑨ 「二宮宏之」『社会史における集合心性——G・ルフフェーヴルの所論によせて——』、『歴史評論』三五四号、一九七九年、一八頁。
- ⑩ R. Mandrou, *Introduction à la France moderne, 1500-1640*, Paris, 1961 (1974), p. 2.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 18-22.
- ⑫ J. Le Goff, *Les mentalités, une histoire ambiguë* (J. Le Goff et P. Nora, éd., *Faire de l'histoire*, Paris, 1974, t. III, 所収論文), p. 77.
- ⑬ *Ibid.*, p. 80. ル＝ゴフは「心性はもともと鈍く変化する。心性史とは歴史のなかで最も鈍くものの歴史である」と述べている。*Ibid.*, p. 82.
- ⑭ *Ibid.*, p. 85.
- ⑮ したがって、アナルが重視する文献資料は、教区簿冊、裁判文書、公証人文書のような公的性情の強い資料のほか、私的な日記、手紙、家計簿、メモ類に及ぶ。なおJ・ル＝ゴフ「歴史学と民族学の現在——歴史学はどこへ行くか——」(二宮宏之訳)、『思想』、六三〇号、一九七六年、一一—一七頁参照。
- ⑯ M・フーコー『知の考古学』(中村雄二郎訳)、河出書房新社、一九七〇年、三五九頁。

人口問題は、所与の社会を洞察する重要な鍵の一つである。その意味で、人の生きざまに関心を寄せるアナルの出発点は、歴史人口学にあるといつて過言ではない。

歴史人口学の方法を確立したのはフルーリとアンリである。かれらは教区毎に残る教区簿冊 *registres paroissiaux* をもとに、「家族復元法」を試み、あるいは出生・結婚・死亡を時系列化することにより、国勢調査などまとまった統計資料のない時代(前統計時代)について、通時的に人口変動の数量分析を可能にしたのであった。^① さしあたり、歴史人口学によるアンシャン＝レジーム期の人口動態研究の成果(旧型人口動態)は、次のように要約することができる。^②

(1) 多産・多死。(後述)

(2) 遅い結婚。(平均結婚年齢は男性二七～二八歳、女性二五～二六歳) ショーニユは、結婚年齢を社会の安定度を計るバロメーターと考え、中世よりも遅くなる傾向にあるこの時期の結婚年齢に、社会不安を示唆している。^③ 同じくショーニユは「遅い結婚は古典ヨーロッパが生んだ避妊の真の武器であった」と述べ、遅い結婚が子供の数を確実に一人減らすことに意識せざる人類の知

表I アンシャン=レジーム期の家族形態

村名	ロングネス村 (アルトワ) 1778年		モチュエジュール村 (ルエルグ) 1690年		ミラボール村 (プロヴァンス) 1745年	
	数	百分率	数	百分率	数	百分率
I	1	1	3	3.5	8	6
II	4	6	3	3.5		
III	50	76	48	51	61	51
IV	9	14			23	20
V	2	3	40	42	28	23
合計	66	100	94	100	120	100

F. Lebrun, *La vie conjugale...op. cit.*, p. 61.

(注) I 独身世帯, II 家族構造をもたない世帯, III 核家族
IV 拡大家族, V 複合世帯。

悲をみている。

(3) 周期的な人口危機の到来。約三

〇年毎に全国的な人口危機が猛威をふるい、「過密人口」*monde plein*

を阻止する。特に、

一六六一—六二年、

一六九三—九四年、

一七〇九—一〇年

の人口危機の確認。

ただし、十八世紀

中葉以降、大規模

な人口危機は回避

され、ムーヴレが

類型化した十七世紀の「致命的危機」*crise mortelle* と十八世紀

の「潜在的危機」*crise latente* の対比が検証される。^⑤

アナルは、以上のような旧型人口動態に社会の基定要因をみて

おり、価格史、生活史(衣・食・住)などの研究もこれと深く関

わっている。本節では歴史人口学の発展上に位置する家族史を取上げ、特に家族構成、婚姻生活の様態と旧型人口動態の関係を探つてゆきたい。^⑥

家族構成については、すでにイギリスの人口史家ラズレットが、(1)独身世帯、(2)家族構造をもたない世帯(たとえば兄弟の同居)、(3)核家族、(4)拡大家族、(5)複合世帯に分類している。^⑦ フランスでもっとも一般的な家族形態は何であろうか。

表Iはこの概要を示したものである。表でみる限り、核家族の比率はいずれも五〇%を上回り、支配的形態とみなすことができ。ただし、拡大家族や複合世帯の存在も決して無視できず、南フランスでは約四〇%に達している。一般的に、先進地域である北フランスには早くから核家族が展開し、南フランスや山間部などには、保守的で家父長制的性格の強い大家族制度が存続していたといわれる。しかし、家族形態の相違を説明するためには、教区簿冊の分析とは異なる方面からのアプローチが必要であろう。たとえば、法慣習の相違(北フランスは慣習法、南フランスはローマ法)、財産相続の相違(北フランスは均分相続、南フランスは長子相続)、農業慣行の相違(北フランスは三圃制、南フランスは二圃制)などの問題である。残念ながら、この方面の研究はきわめて少ない。^⑧

表Ⅱ アンシャン＝レジーム期の出産間隔

期 間	ムーラン 1660— 1739年	ムーラン 1740— 1789年	クリュレー 1674— 1742年	テゼル 1700— 1792年
第1子出生まで	12.9	13.4	18.9	
1～2	19.3	18.5	24.1	25.4
2～3	21.6	20.8	26.9	30.0
3～4	21.6	21.7	27.7	32.2
4～5	23.0	24.6	31.3	
末子から二人前	25.4	23.7	32.0	32.6
末子から一人前	26.4	28.5	31.9	33.7
末子	35.9	35.4	39.7	38.3

(単位月数)

F. Lebrun, *La vie conjugale...op. cit.*, p. 106.

なおルブランは、フランスは中世以来、核家族が基本的な家族形態であり、その他の形態は不安定な人口動態に由来する核家族の一時の変形にとらえている。アンシャン＝レジーム期に大家族形態が顕著に認められることは、それだけ危機的状況が反映しているのである。

一応、核家族が支配的形態であることを承認した上で、次の課題は家族構成員である子供の数の測定である。十八世紀まで避妊は、一部特権階級を除いてほとんど実施されなかった。そのため、女性の妊娠可能年数は二〇年に及び、子供の出生間隔も平均して二〜三年であった。(表Ⅱ参

照。) したがって、夫婦そろって出産可能な年代(四〇歳代)を完うすると仮定した「完全家族」*famille complete*の場合、七〜八人の子供が誕生する計算になる。

しかし、現実にはそうならない。第一に、周期的な人口危機のために夫婦が共に四〇歳代まで生き抜くことがむづかしいこと、第二に、医療の停滞のために妊婦と乳幼児の死亡率の異常な高さが認められるからである。

病氣(あるいは医学)の社会史の観点から、グーベルやルブランは、政府の進歩的医事立法と民間の伝統的な治療法の乖離の有様を明らかにしている。因みに、アンジュー地方では、病氣を神の怒りや悪魔憑きに帰し、祈禱・行列・巡礼・悪魔祓いによる神の慰撫がおこなわれていた。ブルターニュ地方でも、産褥時に医師が産婆の立会いを義務づけた王令がほとんど空文化し、無資格産婆 *matrone* が暗躍していた様子が確認されている。また、洗礼をうけないまま亡くなった幼児の魂は永遠に穢所をさまよってしまうというカトリックの教説は、生まれて間もない子供の洗礼を強要する弊害をもたらしていた。

かくして、アンシャン＝レジーム期の新生児の一年以内の死亡率は八〜一五%に達したといわれ、表Ⅲが示すように、何らかの原因で子供の半数が一〇歳までに死亡するという、きわめて厳しい

表Ⅲ アンシヤン=レジーム期の子供の生存率

	ムーラン		ブルターニュ地方と アンジュー地方	
	1668— 1739年	1740— 1789年	1740— 1749年	1780— 1789年
0歳	1000	1000	1000	1000
1歳	756	774	724	742
2歳	638	660		
5歳	520	566	586	615
10歳	472	535	521	568

(単位 千分率)

F. Lebrun, *La vie conjugale...op. cit.*, p. 139.

い多産・多死型社会が浮彫りされるのである。完全家族というモデルケースを想定しても、成年に達する子供の数は三〜四人どまりで、人口の自然増には限界がある。

死の日常化は、家族生活にさまざまな影をおとしている。主に都市でおこなわれた乳幼児を里子 *nourrice* ⑩

に出す習慣は、親の子供に対する無関心を物語り、遅い結婚、再婚の頻発など抑制された家族愛・夫婦愛の様態は、フランドランが『農民の愛情』のなかで詳細に描写している。結局、厳しい生活環境を背景に生きていた家族の念頭にあったものは、いかにして家を存続させていくかであった。次に概観する結婚の作法には、そのような観念が暗黙裡に凝縮されている。

結婚は家族共同体の運命を左右する。そこで、結婚を取仕切る者は家長でなければならぬ。ところがカトリック教会は、結婚を秘蹟とみなす立場から、両性の合意に基づくものであれば両親

の許可のない秘密結婚をも容認する態度をとっていたのである。⑪
これに対し、結婚の秘蹟性を否定し、結婚を民事上の契約とみなす立場から一連の結婚立法を打出したのは王権であった。

因みに、一五五六年王令は秘密結婚を禁止し、一五七九年王令は結婚の合法化のための条件として公示三回、証人四人の必要を規定している。そのほか、教区簿冊への結婚の登記、教区司祭の祝福などが追加されて、結婚は事実上、両親並びに衆人の承諾が必須条件となったのである。⑫

強大な親権のもとで取決められる結婚は、家の利害を基準に決定されるので、個人的愛情の入りこむ余地はない。当時の平均的な結婚観をモンテニユは次のように述べている。「よい結婚というものがあるとすれば、それは恋愛の同伴と条件をこばみ、友愛の性格を真似ようとする。」⑬

理想的結婚とは「釣合いのとれた結婚」*union assortie* であり、「身分違いの結婚」*mésalliance* は稀で、同職・同郷の間での「身内結婚」(*endogamie, homogamie*) が大半を占めている。因みに、ジャカールの研究によれば、十七世紀中葉のイルドゥーフランスの農村における結婚は、ほぼ富農間、貧農間でおこなわれていた(表Ⅳ参照)。自由度のより高い都市でも、アミアン、リヨンを典型として富裕市民の門閥化、同身分間の結婚が支配的であ

表Ⅳ ボワシ＝ス＝サン＝チュン村（イル＝ド＝フランス）の結婚相手

夫	妻	領主	富農	中農	商人	領主	小農民	粉ひき	その他	手工業者	その他	合計
		官				役			職業者			
バ リ 市 民 官 農 農 人 人 民 民 職 業 者 手 工 業 者 の 他	0-4	1-0	1-0	2-0	0-3	—	—	—	0-1	—	12	
	0-1	—	—	1-0	0-2	—	—	—	—	—	4	
	—	2-0	7-4	4-0	0-2	2-0	—	—	1-0	—	22	
	—	0-1	0-4	4-0	0-2	4-0	—	—	1-1	—	17	
	—	—	0-2	2-0	1-3	—	—	—	—	—	8	
	—	—	9-8	6-2	—	28-31	0-1	1-1	5-7	1-0	100	
	—	—	—	0-1	—	0-2	0-1	—	—	—	4	
	—	—	1-0	—	—	1-1	—	—	0-1	—	4	
	—	—	3-0	1-1	3-1	6-8	—	—	3-2	—	28	
	—	—	0-1	1-1	—	—	—	—	—	—	3	
合計	5	4	40	26	17	83	2	2	22	1	202	

(注) 数字のうち前者は1595—1619年、後者は1619—1644年の件数。

J. Jacquart, *La crise rurale...op. cit.*, p. 452.

る。② グーベールの研究になるポーベールでは、「家門」Families と呼ばれる富裕市民層が相互の通婚を介して、市政から聖務に至る門閥支配を貫徹していった様子が確認されるのである。

「家の存続」に象徴される当時の結婚観は、結婚の儀式・慣行にまで反映される。アナルは、民俗学に関心を広げつつ、社会的絆とか社会的結合関係 *so-cialite* の観点から、結婚における個人と社会のおりなす関係を考察している。③ そのうち、本節の関心にひきつけて興味深いことは、結婚式に臨んでもなお結婚を率直に喜ばない人々がいることである。それは「青年組合」*Jennessé* とも訳される共同体内の男性独身者の組織であり、祭祀や祝典などの共同体の行事には欠かせない集団である。④

この青年組合は、結婚式のために教会堂にむかう新婚夫婦の行列に「通せんぼ」*barrière* をして立ちほだかり、結婚式の遅延を企てる。あるいは、結婚の宴のさなか、幸せな将来に想いをはせる花嫁にむかって、結婚生活の空しさを説き、結婚を断念するようにとの最後の陳情をこめた「祝婚の歌」を捧げるのである。⑤ 特に、寡夫や共同体外の男性と若い娘との結婚は青年組合のもっとも嫌悪するもので、シャリヴァリ *charivari* という強硬手段に訴えたのであった。

シャリヴァリとは「下層民によってひきおこされる喧嘩状態であり、フライパン、盆、鍋などの騒音を出す家財道具や、口笛、叫び声で年齢のかけ離れた娘と結婚する人に危害を加えようとする行為」である。⑥ 青年組合の強訴を懐柔するには、しかるべき酒食・金品の授与が必要であった。もちろん、通せんぼ

からシャリヴアリに至る青年組合の行動は、儀式化されたものである。しかしそこには、純潔の娘への憧れ、遅い結婚への不満、結婚する者への嫉妬のほか、共同体内での結婚の貫徹という共同体の強い意志を看取することができる。

以上のような旧型人口動態を背景とした不安定な社会（「閉塞社会」*bloage*）は、十八世紀中葉を境に徐々に後退し、飢饉・伝染病の克服、経済の順調な成長、人口増加、社会の安定などを内包する「解放社会」*libération*が到来する。ブナルは「閉塞社会から解放社会へのシエーマに沿って、一連の研究を進めている。紙幅の関係上、この詳細を展開する余裕はないが、ルブロンやモリノーが主張するように、このシエーマに大きな変化を想定することは誤りであろう。致命的危機は去ったとしても、危機は潜在化しつつ間歇的に頭をまたげるのであり、旧型人口動態の影は革命期にもつきまとっている。

- ① cf. M. Fleury et L. Henry, *Nouveau manuel de dépeuplement de l'état-civil ancien*, Paris, 1965.
- ② P. Goubert, *L'ancien Régime*, Paris, 1969-1973, t. I, p. 39. 旧型人口動態については、「高宏之」フランス絶対王政の領域的・人口の基礎（『岩波講座世界歴史15』岩波書店、一九六九年）、二三七―二四〇頁の確な要約が示されている。
- ③④ P. Chaunu, *La civilisation de l'Europe classique*, Paris, 1966, p. 204.

⑤ P. Goubert, *op. cit.*, pp. 43-44; J. Meuvret, *Les crises de subsistance et la démographie de la France d'Ancien Régime* (J. Meuvret, *Études d'histoire économique*, Paris, 1971. 所収論文)、pp. 274-275.

⑥ 本稿の行論を主として F. Lebrun, *La vie conjugale sous l'Ancien Régime*, Paris, 1975. 又 A. Armengaud, *La famille et l'enfant en France et en Angleterre du XVIIe au XVIIIe siècle*, Paris, 1975. に依拠している。

⑦ cf. P. Laslett (ed.), *Household and Family in Past Time*, Cambridge, 1972; id., *La famille et le ménage: approches historiques*, AESC, 1972, n°-3, pp. 847-872.

⑧ F. Lebrun, *op. cit.*, pp. 74-78.

⑨ *Ibid.*, p. 63.

⑩ A. Armengaud, *op. cit.*, p. 60.

⑪ *Ibid.*, p. 53.

⑫ F. Lebrun, *Les hommes et la mort en Anjou aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris, 1971, p. 391 et suiv.

⑬ P. Goubert, *Malades et médecins en Bretagne, 1770-1790*, Paris, 1974, pp. 97-98.

⑭ F. Lebrun, *La vie conjugale... op. cit.*, pp. 119-120.

⑮ *Ibid.*, p. 117.

⑯ *Ibid.*, p. 128. 主要都市には里子を斃れる仲介女 *recommandresse* が王令の公認のもと、事務所を開いていた。里子の期間中、両親と子供はまったく音信不通の状態におかれた。

⑰ J.-L. Flandrin, *Les amours paysannes, XVIIe-XIXe siècles*, Paris, 1975.

⑱ A. Armengaud, *op. cit.*, p. 23.

- ⑭ *Ibid.*, p. 26; F. Lebrun, *La vie conjugale...*, op. cit., pp. 18-19.
- ⑮ キンナーニヨ『キヤール』(原二郎訳)筑摩書房、一九六八年、下巻一八四頁。
- ⑯ J. Jacquart, *La crise rurale en Ile-de-France, 1550-1670*, Paris, 1974, pp. 455-456.
- ⑰ P. Deyon, *Amiens, capitale provinciale : étude sur la société rurale au XVIII^e siècle*, Paris, 1967; M. Garden, *Lyon et les Lyonnais au XVIII^e siècle*, Paris, 1970.
- ⑱ P. Goubert, *Beauvais et le Beauvaisis de 1600 à 1730*, Paris, 1960, chap. 10.
- ⑲ J. P. Gutton, *La sociabilité villageoise dans l'ancienne France*, Paris, 1979.
- ⑳ 「青年組合」は地域に「バツ」bachelerie, royaume, bravade などよ呼ばせ、その首領は roi, abbé, prince, capitaine といふのだ。
- ㉑ F. Lebrun, op. cit., p. 43, pp. 45-46.
- ㉒ *Ibid.*, p. 52. ナナマノロビゴビゴの論文を参照。J. P. Gutton, op. cit., pp. 52-54; N. Z. Davis, *The Reasons of Mistrust: Youth Groups and Charivari in Sixteenth-Century France, Past and Present*, 1971, n°-50, pp. 41-75; C. Gauvard et A. Gohralp, *Les conduites de bruit et leur signification à la fin du Moyen Age: le charivari*, AESC, 1974, n°-3, pp. 693-704; Y. M. Bercé, *Fête et révolte : de mentalités populaires du XV^e au XVIII^e siècle*, Paris, 1976. ナナマノロビゴビゴの禁令などかかわる存在として。
- ㉓ P. Gutton, op. cit., p. 52; F. Lebrun, op. cit., p. 52.
- ㉔ P. Goubert, *L'Ancien Régime...*, op. cit., t-II, pp. 215-219.
- ㉕ ノロワロニキヤリは「人口史・技術史的観点から、第一次農業革命

命(十一〜十三世紀)と第二次農業革命(十八世紀)に挟まれた時期を安定した時代(「停滞した時代」と捉え、資本主義・中央集権化の進展する十八世紀中葉以後に新たなシステムの到来をみている。E. Le Roy Ladurie, *L'histoire immobilière*, AESC, 1974, n°-3, pp. 673-692; D. Richet, *Croissance et blocage en France du XV^e au XVIII^e siècle*, AESC, 1968, n°-4, pp. 759-787.

⑳ F. Lebrun, *Les crises démographiques en France aux XVIII^e et XVIII^e siècles*, AESC, 1980, n°-2, pp. 205-233; M. Morineau, *Y a-t-il eu une révolution agricole en France au XVIII^e siècle*, *Revue Historique*, 1968, n°-239, pp. 299-326. 拙稿「十八世紀フランスの『農業革命』について」『*Étude française*』一五号、一九七七年、六七〜九二頁。

二 非キリスト教化の過程

これまで非キリスト教化問題は、反カトリック闘争を領導し、理性崇拜に到達した啓蒙思想やフランス革命の研究課題であった。フナルがこの問題に関心を抱くのは、十八世紀の民衆の無意識的な心性の変容を観察する恰好の素材としてである。

とくに、十八世紀の非キリスト教化(カトリックの解体過程)を考察する前提として、それ以前のカトリックの位置づけが問題となる。フナルは、「十七世紀をカトリック高揚の時代」とすなわち「カトリック改革の時代」réforme catholique と呼ぶ。ナリキント公会議以後の反宗教改革運動が社会に与えた影響を高く評価

している。^②

(1) 既成の修道会改革に加えて、カルメル会、オラトワール会などの新興修道会が創設されたこと。(2) これと平行して、教区が改組され、有能・有徳の司祭が教区に赴任し、教区民との連帯が強まり、教区の宗教共同体的性格が強調となったこと。(3) 民間でも一六二七年、聖秘蹟協会が設立されたのを始め、各地に協会や信心会が簇生したこと。

このように、十七世紀のカトリック教会は、ジャンセニスムの神秘主義的傾向を帯びつつ、修道会・教区・信心会を基盤として、コンパクトな宗教支配網を完成したのである。したがって、アナルの非キリスト教化が意味するものは、かかる保守的、道徳的なカトリック教会からの解放ないしは無関心であり、フランス革命というドラスティックな事件以前に、人々の心性の変化が緩慢ではあっても着実に進行していたと考えるのである。

その傾向を示唆する指標の一つが、歴史人口学の「性現象」*sexuallité* 研究である。カトリック教会は、結婚秘蹟説に則り、出産を伴う夫婦の性生活を承認する態度にはあったが、不純な性行為についてはいくつかの禁忌を定めて厳しく戒めていた。^③

しかし十八世紀に入ると、禁忌の侵犯は徐々に増加の傾向にある。因みに、表Vは婚前交渉による出産の実態を示したものであ

る。この表から、十八

世紀後半における性道徳の弛緩を讀取ることができると。そのほか、避妊の実施、捨子の増加、結婚・性交渉禁止日の無視など、カトリックの禁忌に抵触する行為が頻繁に認められるのである。^④ しかもこのような現象は、自由な性現象を生みやすい都市ばかりでなく、農村でも着実に進展しており、全般的なカトリック離れを暗示している。

性現象の変化以上に、非キリスト教化を明示する指標は、アリスの研究を端緒とする「死に対する態度」の変化である。福井憲彦氏が明らかにされたように、アリスの方法は、キリスト教二千年の歴史における人々の死に対する態度をあとづけることに

表V アンジャン＝レジーム期における婚前受胎

年 代	1690～ 1719年	1720～ 1739年	1740～ 1769年	1770～ 1789年	1790～ 1819年
フランス北東部 (ピカルディ、アルトワ)	31	102	169	152	204
フランス北西部 (ブルターニュ、ノルマンディ)	45	42	50	73	83
フランス南西部 (25歳以下の妻)		61	36	107	92
フランス南西部 (25歳以上の妻)		87	87	137	136

(単位 千分率)

(注) 第一子の出産が結婚後7ヶ月以内のものの比率。ただし、この中には早産によるものがふくまれている。

F. Lebrun, *La vie conjugale...op. cit.*, p. 102.

ある。^⑤そこから定立された「従順な死」（原始キリスト教時代→十二、三世紀）→「自己の死」（十三～十八世紀）→「他人の死」（十八世紀以降）のシエーマのうち、十八世紀とは、「自己の死」から「他人の死」への移行期にあたり、換言すれば、「死への恐怖」から「死への無関心」への過渡期にあたる。

この問題を一歩進めて、時系列史として教量的な把握を試みたのがヴォヴェルである。ヴォヴェルは、十七世紀後半から十八世紀末期にかけてのプロヴァンス地方に残る膨大な遺書を手がかりとして、遺書の内容（たとえば死後のミサや燈明の要求、祈禱の文言、貧民や教会への喜捨・寄付など）をそれぞれ教量分析し、プロヴァンス地方の非キリスト教化の過程をおよそ次のように結論づけた。^⑥

(1) 時期区分。(a) 一六八〇—一七一〇年。カトリック改革期を反映して、死後の世界への懸念から、死者は厳粛な葬儀（パロック的盛葬 *pompé funebre*）を希望する。(b) 一七一〇—一四〇年。盛葬の一時的後退期。(c) 一七四〇—一六〇年。敬虔な葬儀への逆戻りの時期。(d) 一七六〇—一九〇年。盛葬の決定的な瓦解期で、葬儀は簡素化される。

(2) 地域区分。十八世紀前半は、プロヴァンス地方のうち、東部が西部よりも敬虔である。また、都市と農村の比較では、マルセ

イユ、エックス、ニースなど都市で盛葬が顕著である。しかるに十八世紀後半は、農村部での一時的興隆はあるものの、都市の敬虔度の退潮がきわだっている。非キリスト教化は、都市→西部→東部の順序で波及し、世紀末には全域にわたって非キリスト教化の平均化、統一化がみられる。

(3) 社会階層別区分。遺書を認めたのが名望家 *notables* であるため、直接、民衆の動向をうかがうことはできないが、概して貴族・ブルジョワ・農村の上層階級が十八世紀を通じて安定した敬虔度を保持している。それに対し、都市の対応が非キリスト教化の趨勢を決定する鍵となっている。商都マルセイユの貿易商人は、世紀初頭にはパロック的盛葬の当事者であったけれども、世紀中葉までに盛葬を急速に放棄していく。この動きに都市の中小市民が連動したので、非キリスト教化の雪崩現象がおこったのである。ヴォヴェルの方法をそのままに適用し、十六～十八世紀の非キリスト教化の過程を追跡したのが、ショニーユを中心とする共同研究グループである。^⑦その結論に従えば、パリはカトリック改革と啓蒙運動の中心地であるだけに、すべての点で展開が早い。パロック的盛葬の時期は十七世紀中葉であり、それ以後は盛葬の解体過程である。十八世紀初頭には長期低落傾向を告知する「横滑り現象」が起り、プロヴァンス地方でみられた逆戻り現象はな

く、やがて世紀後半の「瓦解期」にむかう。

十八世紀が進むにつれて、パリの遺言書には次のような特色がみられる。^⑧(1)ミサや燈明の要求の減少。(2)カトリック教説の一つである「煉獄の試練」についての言及が少なくなる。(3)祈りの言葉そのものの減少。十七世紀の遺書に特徴的な祈りのキーワードである「神」、「神の子」、「靈魂」、「天国」、「イエスキリスト」、「聖母」などが影を潜め、神への祈願のまったくない遺書も出現している。(4)遺書を書く動機に「俗界のことをうまくまとめるため」、「家族の平和と団結のため」という世俗的動機が少なからず存在する。

死の個人化・世俗化は、埋葬地(墓所)の選択にも影響を及ぼしている。カトリック改革の時代には、神への畏敬の念が強く、民間においても、墓所は生者と死者の靈的共同体の確認の場であり、蘇生を待つ間の死者の眠る場所であるとの観念が支配的だったため、死者は神の庇護が期待でき、生者が頻繁に訪れる教会堂や修道院内に埋葬されることを希望していた。^⑨そこで、聖なる場所とみなされた教会堂内の地下墓地や側壁は死者で埋ってしまう程であったのに、教会堂から遠い共同墓地は、貧民の墓所と考えられ、管理の行届かない荒廃した場所となっていた。^⑩

しかし、十八世紀にはこのような雰囲気は一変している。パリ

の遺書にみられる埋葬の指定場所は、表Ⅵのとおりである。とりわけ、一七五〇—一八〇〇年間には、教会堂・修道院を指定した者は、男性七・五%、女性一・五%、埋葬地の指定なし・遺書執行人への委任が男性八二%、女性七五%に達している。

死者の埋葬地への無関心は、ついに墓地そのものの移転問題にまで発展した。

フォワジルの研究によれば、パリの聖イノサン墓地は、パリ市内一六教区の共同墓地であり、「神の館」Hôtel-Dieuで死亡した貧民を埋葬するパリ市内で最大級の墓所であった。^⑪ところが、一七三六年以後、パリ高等法院は当墓地の移転をパリ医師会に度々諮問している。当医師会の答申は、パリの都市化に伴い、当墓地の周囲に家屋が密集して大気汚染が進んでいるので、衛生的見地から速かに墓地の移転を実施するようにというものであった。移

表Ⅵ パリの遺書にみる埋葬の指定場所

年代	1550~1600年		1601~1650年		1651~1700年		1701~1750年		1751~1800年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
I	55	38	57	47	57	50	34.5	33.5	7.5	11.5
II	21.5	41	21	33.5	15	28	21.5	34	11.5	13.5
III	23.5	21	22	19.5	27	22	45	24.5	82	75

(単位 百分率)

(注) Iは教会・修道院、IIは共同墓地を指定したものの。
IIIは遺書執行人に委ねられるか指定地なしのもの。
P. Chaunu, *La mort à Paris...op. cit.*, p. 436.

転には教会側の反対が根強かったので、聖イノサン墓地の廃止と市郊外への移転が正式に決定されたのは一七八〇年である。^⑭ それでも、純粹に医学的見地から、パリ高等法院が墓地の移転問題に関与したことは興味深い。

フランス革命時代の墓地令に先行して、一七七六年王令は、聖職者や教会の保護者以外の教会堂内への埋葬禁止と、市内にある墓地の市外への移転の早期実現を命じている。この王令は、第一段階として死者の教会からの縮出し、第二段階として死者の都市からの縮出しを図ることにより、生者と死者の隔離を決定つけた。非キリスト教化を象徴的に物語る事件である。

以上、本節ではヴォヴェルやショーニユに代表されるアナルの非キリスト教化研究の概要を述べたが、このような研究は非キリスト教化現象の説明ではあっても、その原因を説明するものではない。ヴォヴェルは、非キリスト教化の原因と考えられる(1)カトリック伝道活動の弛緩、(2)ジャンセニスムの影響、(3)社会変動、(4)人口変動、(5)啓蒙思想の影響などをすべて否定し、新しい態度の生成、もしくは「集団的感性」*sensibilité collective* の変化を重視しているが、必ずしも説得的な回答とはなっていない^⑮。また、ショーニユは、「宗教は教会の権威が支配する社会的現象では余りなくなつた」と述べ、非キリスト教化の原因を、世俗化ないし

「非社会化」*désocialisation* に求めている^⑯。非社会化とは、身分制社会の弛緩を意味すると考えられるが、そうならばヴォヴェルの否定した原因論を含めて再検討する必要があるだろう。ともあれ、十八世紀のカトリックは、カトリック改革時代の「恐怖の宗教」から個人的救済の宗教へと転換し、社会的役割を減じていく。

① 森口美都男「非キリスト教化運動」（桑原武夫編『フランス革命の研究』所収論文、岩波書店、一九五九年）、三八一—三八八頁。

② F. Lebrun, *Le XVII^e siècle*, Paris, 1967, pp. 120-122. そのほか一般的に研究するのは J. Delumeau, *Le catholicisme entre Luther et Voltaire*, Paris, 1971; J. Quéniart, *Les hommes, l'église et dieu dans la France du XVIII^e siècle*, Paris, 1978. 参考。

③ A. Armgand, *op. cit.*, p. 40.

④ *Ibid.*, pp. 64-71, p. 92 et suiv. このような性現象の変化の原因としてグーノールやショーニユは、「社会経済的状況の変化を強調するが、アリエヌやフランドランは家庭内の子供の地位の変化（子供の養育の重視）など心性の変化に求めている。またフランドランは、異常な性行為は十七世紀にもおこなわれていたと述べて、カトリックの禁忌がよく遵守されていたと考えるグーノールらと対立している。

⑤ 福井憲彦「クリオとタナトス——フランスにおける「死」をテーマとした歴史研究をめぐって——」『思想』六六三号、二二七—二一九頁。なお次の論文を参照。M. Vovelle, *Nourir autrefois, attitudes collectives devant la mort aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1974; id., *Les attitudes devant la mort: problèmes de méthodes, approches et lectures différentes*, ADESC, 1976 n°-1, pp. 120-132; E. Le Roy Ladurie, Chaunu, Lebrun, Vovelle: *la nouvelle*

histoire de la mort (E. Le Roy Ladurie, *Le territoire de l'istorien*, Paris, 1973, t-I, 所収論文), pp. 393-403. 最近「マニッシュー」の「読物」の問題や取上の「マニッシュ」J. Delumeau, *La peur en Occident, XIV^e-XVIII^e siècles*, Paris, 1978.

⑨ M. Vovelle, *Piété baroque et déchristianisation : les attitudes devant la mort en Provence au XVIII^e siècle*, Paris, 1973 (1978), pp. 265-300.

⑩ P. Chaunu, *La mort à Paris, XVI^e, XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1978, troisième partie.

⑪ *Ibid.*, pp. 449-452; *id.*, Mourir à Paris, XVI^e-XVIII^e-XVIII^e siècles, AÉSC, 1976, n°-1, pp. 29-50.

⑫ F. Lebrun, *Les hommes et la mort...op. cit.*, pp. 472-473.

⑬ *Ibid.*, pp. 477-478.

⑭ M. Foisil, Les attitudes devant la mort au XVIII^e siècle: sépultures et suppression de sépultures dans le cimetière parisien des Saints-Innocents, *Revue Historique*, 1974, n°-510, pp. 307-308.

⑮ *Ibid.*, p. 328.

⑯ M. Vovelle, *Piété baroque...op. cit.*, pp. 308-326.

⑰ P. Chaunu, *La mort à Paris...op. cit.*, p. 453; E. Le Roy Ladurie, Chaunu, Lebrun, Vovelle...op. cit., p. 394.

⑱ J. Delumeau, *Le catholicisme...op. cit.*, p. 330.

三 民衆文化とエリート文化

文化とは、当該社会の物心両面にわたる生活形成の様式と内容

をさす茫漠たる概念である。既成の文化史が主に支配者階級の享有する表層文化を対象とするのに対し、アナルの企図する文化史は、民衆の日常態の描出を焦点とした基層文化に迫る方向性をもっている。本節では、民衆の精神文化に関するアナルの研究を採ってゆきたい。

直接的な資料を余り残さない民衆の精神文化を解明するオーソドックスな方法は、書物や知的諸機関を媒介として、間接的に民衆の知的状況に迫るものである。フェーウルの『書物の出現』やモルネの『フランス革命の知的起源』の延長線上に、フェンやロッシュなどの書物の社会史あるいは教育制度史がある。とりわけ、遺産目録に記載されている蔵書リストの分析は、階層別の知的状況を知らる有力な手がかりである。しかし、ケニールによれば、かかる方法が有効なのは富裕なエリート階級についてであり、民衆にまで踏込むことはできないという。ケニールがもっとも重視する指標は、自ら人類学的方法と呼び「読み書き能力」alphabetisation の測定であり、次いで書物、更に音楽、遊び、演劇、祭りなどの民衆娯楽である。③

読み書き能力に注目したのは、十九世紀後半のアカデミー視学官マジオロであった。マジオロは、教区簿冊のうち結婚の署名が当事者の自筆であることに着目し、十七世紀末と十八世紀末では

表Ⅶ アンシャン＝レジム期の都市の自習率

年 代	17世紀末期		18世紀末期	
	男	女	男	女
ラ ン ス	65	42	73	54
サ ン＝マ			74	67
カ ー			86	73
オ ンフルール	57	28	77	63
ア ン ジ ヌ	53	43	52	42
レ ン エ ス	46	32	52	39
エ ッ ク ス	34	13	46	27
ル ー ア ン	57	38		
リ ョ ン			64	39

(単位 百分率)

R. Chartier (éd.), *L'Éducation en France...op. cit.*, p. 93.

習名能力がどの程度進歩したかを全国的に調査し、次のような結論をえた。^④

(1) 一六八六―九〇年と一七八六―九〇年の自習率は、それぞれ二二％、三七％であり、全般的に文盲率が高い。(2) 前年度を性別で見ると、男性二九％、女性一四％となり、女性の文盲率が高い。(3) 地域別では、北フランスと比較して南フランスに文盲率が高い。

マジオロは革命直前にかなり教育程度が向上したことを認めながらも、この期の民衆文化を規定したものが、読み書き能力を必要とし、言

葉と身ぶりを媒介とする意志伝達の文化すなわち口承文化 *culture orale* であることを見出したのであった。もちろん、十九世紀のマジオロの統計処理には問題点が多く、

自習能力が読み書き能力のどの段階を表現しているかについても議論が分かれている。^⑤ それでも、最近のフュレとサクスの研究から、双方には一定の相関関係があることが証明されるに及んで、マジオロの方法の妥当性が再確認されている。^⑥

表Ⅶは、最近の研究に基づいて、十七世紀末と十八世紀末の読み書き能力の程度を示したものである。ここからも読み書き能力の南北の相違が窺われるが、一般にジュネーヴとサン＝マロを結ぶ直線で南北を区切り、それぞれの文化圏の差異が論じられている。なお、前述したヴォヴェルは、十八世紀の「文化革命」に懐疑的立場から、プロヴァンス地方の読み書き能力を測定しているが、ここでは都市と農村、男性と女性、社会階層別などの差異が検討されており、研究は一層精密化している。^⑦

ともあれ、読み書き能力の研究から導かれる結論は、民衆段階における一貫した口承文化の存続である。そこでは、専ら視覚と聴覚に訴える文芸が流布していたのである。かかる文芸を代表したのが、昔話、暦、祈禱書、絵本、版画などいわゆる民衆本であった。本節では、この中から民衆に広範な支持をえていたトロワの青表紙本 *bibliothèque bleue* をマンドルーの研究に従って概観したい。^⑧

青表紙本は、十七世紀前半、トロワの出版者ニコラ・ワードの

発案になる民衆むけの小冊子である。この本の人気の秘密は、廉価本（一〜二ソル）であることと内容のやさしさにあり、「夜の集い」*veille* で識者が文盲の人々を前に語り聞かせる形式で講読された。青表紙本は、ほどなく北フランスを席捲する程の売れゆきを示したが、内容の貧弱さゆえにエリート階級からは軽蔑され、遺産目録にも載らない安物であったために、十九世紀の衰退期とともにまったく忘れられた存在となったのである。^⑩

マンドルーは、青表紙本の収集家モランの所蔵する約四五〇点について、タイトル別に次のように分類している。(1)神話、昔話約五〇点。(2)暦など日常生活を述べた作品約八〇点。(3)宗教書(聖歌集、小教理問答、祈禱書、聖人伝)約二二〇点。(4)社会生活を描いた作品約五〇点。(5)古典文学作品約八〇点。(6)歴史書約四〇点。^⑪

この青表紙本の内容を要約すれば、現実の世界から遊離した想像上の世界を描いているといえる。つまり、ここにはケプラーからニュートンに至る近代科学の成果も、ジェズイットとジャンセニストの神学論争もおりこまれてはいない。この本を貫く世界観は、四大自然構成要素と四大人間体液説という伝統的世界観をそのまま踏襲し、当時流行していた占星術、魔法などの神秘的、超自然的なものに異常なまでの関心を示している。一方、社会に対

する論評がまるでない。この本は、素朴な三身分論(法の埒外にある者、庶民、支配者)を承認し、現在ある生活に安住することを教えているのである。^⑫

結局、エリートの文化の縮刷版もしくは通俗版である青表紙本の描く理念は、マンドルーによれば、既成秩序への服従、自己の運命の甘受、現実世界からの逃避を内容とし、究極的には「諦観」*resignation* に帰着するものであった。^⑬

ところで、このマンドルーの民衆文化論に真向から対立する主張が、アナルの新世代を代表するミュシャンブレによって提起されているので、この要点を述べておきたい。

バクターチンの民衆文化論に立脚するミュシャンブレによれば、民衆文化とは、エリートの文化から自律し、民衆独自の価値観なり自由奔放な精神が表現されるものでなくてはならない。^⑭ その意味で、ラブレリーの『ガリガンチュア物語』に結晶する十六世紀の文芸は、民衆の豊かな感性が横溢する民衆文化の全盛時代である。ところが、十七〜十八世紀になると、中央集権を進める絶対王政と戦う教会を標榜するカトリック教会によって、民衆文化は弾圧されたのである。^⑮

この点で、ミュシャンブレは、ミシェル・フーコーの「身体の政治的技術論」を援用しながら、当局による一連の民衆文化弾圧

表Ⅷ バジュエルの魔女裁判の告訴人と告訴内容

レーヌ・ペルシュヴァルの場合（1599年）

告 訴 人	年齢	職 業・身 分	告 訴 内 容
ピエール・ヴァトリエ	30	屋 根 屋	牛 の 死
ニコラ・ブリドゥー	50	織 物 業	娘マリーの死
ジャン・ルナン	60	市 参 事 会 員	上記の証言を確認
ジョルジュ・クロケット		カトー市の捕吏	魔女の自白を強要
ローランス・モージェ	41		バルマンチエ家の病氣 ワルド派の訪問
ジャン・バルマンチエ	50	市 参 事 会 員	上記の証言を確認 皮のない子牛の誕生

アルドゴンド・ド・リュの場合（1601年）

告 訴 人	年齢	職 業・身 分	告 訴 内 容
ジャン・モリュ	68	捕 吏	牛 の 死
マドレーヌ・モリュ	38	ジャン・モリュの娘	上記の証言を確認
アンドリュー・ドワイヤン			二頭の馬の死
ジェラルド・ド・ブリアット	46	ランドルシーの旅籠屋	上記の証言を確認
ジャクリヌ・ブルギニオン		夫はランドルシーの肉屋	娘の奇妙な病氣
マルグリット(アンドリュー・フロランの寡婦)	56	ランドルシーの旅籠屋	見知らぬ人が魔女と断言
トゥサン・ルセージュ	22		
マリー・ブルギニオン	40	夫はカトー市民	イタリア兵士が魔女と断言
グレゴワール・フロリュと アントワネット・ワロキエ		税 務 役 人	馬 の 死

R. Muchembled (éd.), *Profètes et sorciers...op. cit.*, p. 202.

の事実を列挙している。^⑤すなわち、十六世紀までみられた民衆の奔放な性現象・挙動や呪術的観念は、野卑・迷信・異端の名のもとに一掃され、そのかわりにエリート階級のもつ洗練され様式化された文化が民衆に強要されたのである。身体・精神を抑圧された民衆に課された理想的人間像が、十七世紀の「オネットム」*honnête homme*であり、十八世紀の「啓蒙的人間」*homme éclairé*であった。^⑥

ミュシャンブレに従えば、諦観に収斂される青表紙本の世界は、体制に順応する人間の創造という意味において、支配者の目的にまったく合致するのであり、読み書き能力の一定の進捗とは、教育活動に精魂をかたむけるカトリック布教活動の成果にほかならない。したがって、マンドルシのいう民衆文化なるものは、真の民衆文化ではなく、エリートの文化の「文化移入」*acculturation* になる「大衆文化」なのである。^⑦

それでは、エリートの文化の「移入」はどのようなプロセスで達成されたのだろうか。ミュシャンブレはこの問題の解決の糸口を民衆の側の態度の変化に求めている。その恰好の素材が魔女狩りであった。

をふるった魔女狩り旋風については、これまで多くの研究がおこなわれている。ただ、これらは主に魔女狩りの犠牲者である魔女と、これを断罪した裁判官に焦点をあてたもので、魔女迫害の張本人である告訴人が閑却されていた。ミュシャンプレの主張は、魔女狩りの真の原因を探究するために魔女狩りの現場においていくことである^⑧。

因みに表Ⅷは、カンブレジ地方バジュエルのレーヌ・ペルシュアル、アルドゴンド・ド・リュに対する魔女裁判に際して登場する証人と、その告訴事実を示したものである。ここでの特徴は、魔女や裁判官が伝統的な悪魔学的言説を一貫して陳述しているのに、社会的地位の低い告訴人の陳述は、魔女の加えた人畜への危害の有様を生々しく具体的に述べていることである。これは一体、何を物語っているのだろうか。

ミュシャンプレの仮説は次のとおりである。魔女狩りの背景には、十六～十七世紀の一般的危機を想起する必要がある。危機の渦中で、共同体は上層と下層への激しい両極分解をひきおこしていたのである。新しく社会的地位を確立した上層階級は、かつての同朋であった下層階級の突上げをうけて脅威を感じる。そこで、かれらは共同体内の疎外された人物の何らかの罪科を捉えて魔女にまつりあげ、当局に引渡したのである。魔女そのものは中世以

来、何ら変わっていない。十六世紀まで民衆の間には、魔女を畏敬する精神風土が存続していたのである。変わったのは民衆内部の魔女観である。危機意識を抱く共同体の上層階級は、自己の社会的地位の保全のためにエリートの信奉する悪魔学を受入れ、魔女をスケープゴートとし、下層階級への見せしめとしたのである^⑨。民衆文化から大衆文化への変貌も、魔女狩りと同じプロセスで展開した。つまり、絶対王政とカトリック教会の推進する文化闘争を中継した者は、新興上層階級である。かれらは、伝来の民衆文化を放棄し、下層階級と一線を画す意味もこめてエリートの文化に追従し、拝跪したのであった^⑩。

以上、ミュシャンプレの仮説は、フーコーの理論をふまえて大胆かつ明快である。それだけに疑問点もたくさん抱えているといわなければならない。民衆文化、大衆文化の規定とその内容の問題もあるし、文化移入を魔女狩り研究だけで推論することは危険であろう。それでも、マンドルー以上に民衆の心性に迫ろうとするとミュシャンプレの方法は、ケニアル、ギュトン、ベルセラと並ぶアナルの一境地をなすものである。彼の提起した共同体の分裂の問題は、単に農民層分析という以上に、社会・文化面に与えたインパクトを再検討する契機になると思われる。

⑧ D・モルネ『フランス革命の知的起源』（坂田太郎・山田九朗監訳、

- 勲章書房、一九六九—一九七一年、全三巻。L. Febvre et H. J. Martin, *L'Apparition du livre*, Paris, 1957; F. Furet (ed.), *Livre et société dans la France du XVIII^e siècle*, Paris, 1965-1970, 2 vol.; R. Chartier (ed.), *L'Éducation en France du XVI^e au XVIII^e siècle*, Paris, 1976; D. Roche, *Le siècle des lumières en province, académies et académiciens provinciaux, 1680-1789*, Paris, 1978, 2 vol.
- ② R. Chartier et D. Roche, Le livre: un changement de perspective (J. Le Goff et P. Nora, *Faire de l'histoire...op. cit.*, t-III 所収論文), pp. 115-136. この論文は事物の社会史の方法論を明示するべきである。
- ③ J. Quéniart, *Culture et société urbaines dans la France de l'Ouest au XVIII^e siècle*, Paris, 1978, pp. 11-12.
- ④ F. Furet et J. Ozouf, *Lire et écrire: l'alphabétisation des Français de Caen à Jules Ferry*, Paris, 1977, t-I, chap. 1.
- ⑤ R. Chartier (éd.), *L'Éducation en France...op. cit.*, p. 88. たゞそのテキストは、習字能力と読書能力の関係を否定し、メモリーと読書能力を、読書能力と書く能力の中間段階とみなすべきである。
- ⑥ F. Furet et W. Sachs, La croissance de l'alphabétisation en France, XVIII^e-XIX^e siècles, *AESC*, 1974, n°-3, pp. 714-737.
- ⑦ M. Vovelle, Y a-t-il eu une révolution culturelle au XVIII^e siècle? : A propos de l'éducation populaire en Provence, *Revue d'Histoire Moderne et Contemporaine*, (21) RHMCM 2 (通記), 1975, n°-1, pp. 89-141.
- ⑧ R. Mandrou, *De la culture populaire aux XVII^e et XVIII^e siècles: La bibliothèque bleue de Troyes*, Paris, 1964, 400頁を記載。本の研究は、この著者の著した『一七世紀の歴史をめぐって』G. Bollenne, *Les athenachs aux XVII^e et XVIII^e siècles, essai d'histoire sociale*, Paris, 1969; id., *La bibliothèque bleue*, Paris, 1975.
- ⑨ R. Mandrou, *De la culture populaire...op. cit.*, pp. 18-19.
- ⑩ *Ibid.*, 36-40.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 149-163.
- ⑫ R. Muchembled, *Culture populaire et culture des élites dans la France moderne, XV^e-XVIII^e siècles*, Paris, 1978, première partie.
- ⑬ *Ibid.*, pp. 225-228.
- ⑭ たゞその赤線々な性描写の禁止、藝通・近親相姦などの敲罰処分、刑罰の残酷化（見せしめとしての刑罰）、家族内の親権の強化が絶対王政でカトリック教会によって推進され、洗練された宮廷文化が振舞の規範となる。また、神一國王一臣民（父一子民）の序列による社会の秩序化もまたこの頃である。
- ⑮ *Ibid.*, p. 343.
- ⑯ *Ibid.*, p. 346, pp. 358-359.
- ⑰ 魔女狩りに関しては、ローレンス・ハル『魔女』(橋田浩一郎訳、現代思潮社、一九六七年、全三巻)以来、多くの研究がある。マントナーは、魔女狩りの終焉の解明を通じて、十七世紀中葉のハル高等法院官(僚(知識人))の魔女を信じながら新しい精神の生成(それに伴う魔女の寛刑志向)を見出した。しかし、シモーニエは魔女狩りの研究に高等法院(最終審)ではなく、第一審が中心なわれた農村の魔女裁判を重視すべきであると批判し、マントナー、高等法院の寛刑志向は、せいぜい十六世紀後半期にのみ限られるべきである。R. Mandrou, *Magistrats et sorcières en France au XVII^e siècle: une analyse de psychologie historique*, Paris, 1968, p. 540, p. 561; P. Chaunu, *Sur la fin des sorcières au XVII^e siècle*, *AESC*, 1969, n°-4, pp. 895-911; A. Soman, *Les procès de sorcellerie au Parle-*

ment de Paris, 1565-1640, *AHSC*, 1977, n°-4, pp. 790-814. マンブレンの連の魔女研究は、ショールニユの指摘に沿ったものであり、ここにはイギリスの研究者マクファーレンやトーマスの影響がみられる。R. Muchembled, *Sorcellerie, culture populaire et christianisme au XVI^e siècle, principalement en Flandre et en Artois*, *AHSC*, 1973, n°-1, pp. 264-284; id. (éd.), *Profanes et sorciers dans les Pays-Bas, XVI^e-XVIII^e siècle*, Paris, 1978; id., *La sorcellerie au village, XVI^e-XVIII^e siècle*, Paris, 1979. なおイギリスの研究については、浜林正夫『魔女の社会史』未来社、一九七八年を参照。

③ R. Muchembled, *Culture populaire...op. cit.*, pp. 318-325.

④ *Ibid.*, pp. 339-340. したがって、村の緊張がなくなった時、魔女狩りは終焉する。

四 周縁の世界にむかって

当時、一般に「細民」*menu peuple* と呼ばれた下層階級（民衆）の実態を捉えることは、社会構成史の課題である。因みにフュレは、この問題に取組む方法として次の三点を指摘している。①

(1) 課税文書や、賃金・物価などの数量分析に基づく経済史的アプローチ。(2) 結婚契約書、貸借契約書、遺産目録など公証人文書の分析に基づく社会的アプローチ。(3) 都市や農村で頻発する一揆・騒乱など民衆運動の分析に基づく政治史的アプローチ。

アナルのモノグラフィは、都市や農村単位で民衆の具体的な生活状態を明らかにしているが、ここからは、ネットワークが「民衆と

は社会の中で、もっとも数の多い、それゆえにもっとも悲惨な階級である。というのは、生計を主に一日の労働に依存しているからである」と述べたように、またコンドルセが「土地財産、動産、資本をもたない家族は、些細な災難にも零落の危険に瀕している」と述べたように、民衆の慢性的な生活苦が帰結される。そして、通常時で人口の五—一〇%、経済不況時には二〇—三〇%にもぼる「貧民」*pauvres* が析出して社会問題化していたのである。③

貧民とは、広義には「金持ち」*riches* に対応する言葉であるが、狭義には、(1) 病人・不具者・孤児・寡婦・老人などの本来的貧民、(2) 経済危機時に析出される潜在的貧民、(3) 社会的秩序からはみだした危険な存在としての乞食・浮浪者を内容としている。更に周縁の世界には、貧民と区別のつかない、定住・定職とは無縁の人々と、定住・定職ではあっても軽蔑され、差別された人々が展開していた。

現段階ではアナルは、これら社会の底辺にあり社会から疎外された人々を十分に視野におさめるに至っていない。わずかに注目されるのが、ギユントンの貧民史研究と、ショールニユなどの犯罪社会史研究である。

ギユントンの研究は、リオンを対象として歴大な警察・裁判文書、

慈善関係文書を渉猟して、アンシャン＝レジーム期全般にわたる貧民の様態を通観した労作である。ギュトンのとった第一の方法は、当局に収監された貧民を、出身地、年齢、性などさまざまな角度から数量分析し、リアルな貧民像を素描することであった。^④ここでは、乞食・浮浪者に転落する人々の有様が具体的に叙述されている。ただ、かれらは直接的資料を残しておらず、浮浪者狩りが組織的に実施された十八世紀の一時期を除くと通時的な当局側の資料が欠落しているために、貧民の全貌を明らかにするには至っていない。

より注目すべきは、当局の側から展開される貧民政策の過程を追った第二の方法である。中世以来の伝統的な救貧制度は、貧民を清貧なキリストになぞらえて神聖視する立場からの「無規格な施し」*aumône manuelle*であり、教会の定期的施し、「神の館」に代表される救貧施設、個人（篤志家）によるアトランダムな施しを内容としていた。^⑤ギュトンによれば、十六世紀以後の救貧政策の特色は、貧困を罪悪視する立場から、無規格な救貧制度を批判し、公的機関の関与、救貧対象者の限定、危険な乞食・浮浪者の排除を含む組織的対策を打出したことにある。それを象徴的に示す制度が、十六世紀の「総施物会」*Aumône Générale*、十七世紀の「一般施療院」*Hôpital Générale*、十八世紀の「乞食收容

所」*Dépôt de Mendicité*であった。とりわけ、一般施療院の設立は、フーコーが「大いなる閉じ込め」*Grand enfermement*のシニエマで呼ぶ、貧民の社会からの隔離・排除の制度であった。^⑥一五三一、一五三四年にリヨンで実施された総施物会は、当局の救貧政策の転換を意味する先駆的形態であるが、十七世紀になると全国規模に拡大している。一六五六年王令はその頂点をなすもので、パリの救貧対策を管掌する任務を負ったパリ市庁の外局、救貧局 *Bureau de Paris* は、特別の警察権と裁判権を付与され、乞食行為の全面禁止を布告すると共に、組織的な浮浪者狩りをおこない、狂人を含む乞食・浮浪者の検挙・収監に着手したのであった。^⑦

その後の当局の態度は、フーコーのいう大いなる閉じ込め政策を踏襲している。主要なものを列挙すると、一六六二、一六六八年王令は都市に一般施療院の設置を義務づけ、一七〇一年王令は、浮浪者を「職業、仕事、住居、財産を持たず、自分の生活や品性をキリスト者から保証されない人」と定義し、一七六四年王令は六ヶ月以上定職をもたない者を浮浪者とみなして、新設された乞食收容所に監禁したのである。その間、一七二四年王令は、農村における浮浪者狩りを担当する騎馬巡察隊を設置し、都市の一般施療院を合わせて浮浪者狩りの全国的ネットワークを完成させた

のである。一七六四年王令は、このような浮浪者対策を掌管する頂点に財務総監をあてている。^⑩

ギュトンに補強するドゥポールの研究によれば、この時期の浮浪者の処罰はもっとも厳しく、一六八五—一七二四年間では、初犯で一般施療院への数週間にとわたる収監、再犯の場合は徒刑刑であった。^⑪

当局の態度を通観する限り、フーコーのシェーマはほぼ首肯されるのだが、ギュトンは、かかる制度が現実には余り機能していないことを確認している。因みに、一六五六年王令で一般施療院に収監されたバリの貧民は、四万人と推定されるものうち四—六千人にすぎない。在宅の保護世帯は収監されないし、神の館などの伝統的慈善施設も活動していた。また、騎馬巡察隊も組織の貧弱さゆえに活動範囲は限定され、浮浪者逮捕に報償金を出して士気を鼓舞しなければならなかったのである。^⑫

更にこの時期、カトリック改革の時代を背景に、修道会や信心会を中心とする民間の慈善運動が広範に展開されたことは注目し値する。この運動は、貧民に金銭面での援助を施す伝統的方法ではなく、貧民の慰問・教育・伝道を通じて精神的救済を試みた点に新しい対応を窺うことができる。^⑬そして、このような傾向は、十八世紀には新しい救貧理念をもたらししている。すなわち、十八

世紀は、伝統的な救貧観である「慈善」(charity)を越えて、貧困の責任を政府の無策に帰し、個人の幸福を社会全体に広げる人類的精神から、救貧を個人の生存権を保証する政府の義務とみなす「福祉」(welfare)理念をもたらしただのであった。^⑭福祉の考え方に沿って、不十分とはいえ、教育制度の拡充、公的質屋、保険、慈善工場が徐々に実施されている。^⑮

以上のように、ギュトンの貧民史研究は、収監された浮浪者の分析と、当局の救貧政策を追跡しながら、当局の貧民の監禁・排除政策と、民間の救貧制度間の理念・現実レベルにおける葛藤を詳細に叙述したものである。

貧民史研究と同じく、犯罪・処罰の観点から周縁的世界を照射するジャンルが、犯罪社会史である。これは、裁判記録を資料として、犯罪の諸現象 (criminalité) を統計処理を交えながら時系列化し、犯罪と社会の関係を考察する方法である。

犯罪社会史においては、アンシアン・レジーム期を通観しての二つのシェーマが定立されている。一つは、犯罪の性格に関するもので、ショーニユの提起した「暴力犯罪 (対人犯罪) から窃盗 (対物犯罪) へ」であり、もう一つは、処罰の側からの顕著な特色としてフーコーが図式化した「見せしめとしての華々しい身体刑から計量化され一般化される懲役・科料へ」である。^⑯ 換言すれ

ば、時代が下るにつれて犯罪の性格は、狡猾化、軽犯罪化し、それに応じて、刑罰も緩和される傾向にある。なおフォーコーは、「身体の政治的技術論」の立場から、刑罰を権力の側の抑圧装置と考え、華々しい身体刑とは絶対王政による身体の抑圧を、懲役・科料とはブルジョワ政府による精神の抑圧を意味するとして、近代の監獄の誕生に注目している。^⑩

ともあれ、犯罪社会史は、ペトロヴィッチのバリ、カスタンのラングドックについての包括的な研究をはじめ、ピラコワの放火犯人の研究、ファルジュの食糧泥棒の研究など多くの成果をあげつつある。^⑪（ここから導き出された犯罪現象や犯罪者の分析については、志垣嘉夫氏の所論を参照されたい。）^⑫

しかし、犯罪社会史の欠陥は、通時的資料に著しく欠けることである。バリのシャトレ裁判所の記録から十八世紀の犯罪史に迫ろうとしたペトロヴィッチも、結局、十八世紀後半の四年分の分析に満足しなければならなかった。^⑬その原因は、アンシャン＝レジーム期の複雑で錯綜した裁判制度にあり、そのため、ハフトンは犯罪社会史が取り組むべき前提として、まず裁判・警察制度の体系の解明をあげている。^⑭

その意味で、十八世紀中葉のバリ警視総監フェドーードマルヴィルに焦点をあてたピロルジェの研究が注目されるが、ペトロ

ヴィッチやファルジュが研究のはじめで述べた、犯人の逮捕・訴追から判決に至る当時の裁判の実態も興味深い。たとえば、証人と被告の対決弁論、判決までの長い拘留、裁判官の判決における自由裁量権の大きさ、上級審（国王裁判所）の寛刑指向などの事実である。^⑮

本節の関心である貧民にひきつけていえば、訴追された浮浪者は、裁判の過程でまったく無権利状態におかれ、即決裁判、上訴の禁止、乞食にはM、浮浪者にはVの烙印、再犯者への無期の徒漕刑などの嚴罰主義からは、支配者の浮浪者への露骨な敵意を見出すことができる。^⑯前述したギュトンの貧民史は、貧困のために乞食・浮浪者に零落していく貧民群像を描写しているが、そこには、行商人、季節労働者、賤民、ジブシー、売春婦など定住・定職とは無縁のさまざまな職種に携わる人々が展開していた。

したがって、貧民史や犯罪史が取り組むべき課題は、いまだ印象論の域を出ないショーニユの仮説を検討するだけではなく、裁判・警察制度の法制的解明、犯罪と刑罰の関係、当時の犯罪観、刑罰観などの包括的解明でなくてはならない。かかる分析を通じて、犯罪の周辺に蠢く世界、社会の枠外の世界が視野に入ってくると思われる。

⑩ F. Furet, Pour une définition des classes inférieures à l'époque

- moderne, AIESC, 1963, n°-3, pp. 459-474.
- ② Ibid., p. 460; O. H. Hutton, *The Poor of Eighteenth-Century France, 1750-1789*, Oxford, 1974, pp. 18-19.
- ③ J. P. Gutton, *La société et les pauvres en Europe, XVIIe-XVIIIe siècles* (文レ' *Europe ヲ鑑覽*), Paris, 1974, p. 73.
- ④ J. P. Gutton, *La société et les pauvres : l'exemple de la généralité de Lyon, 1534-1789* (文レ' *Lyon ヲ鑑覽*), Paris, 1970.
- ⑤ Ibid., livre I, chapitre 1 の研究總表及び下掲 千葉順興 (トノンク近世都市ヲ貧民) (吉岡昭彦編『政治權力の史的分析』御茶の水書房、一九七五年所収論文) 一三五—一六二頁ヲ參照。
- ⑥ Ibid., pp. 216-217.
- ⑦ Ibid., pp. 217-218, p. 225, p. 284.
- ⑧ M. ノーロー『狂気の歴史——古典主義時代における——』(田村敏雄)『新潮社』一九七五年、第一部、第二章參照。
- ⑨ 前掲書、六九頁。J. P. Gutton, *Lyon...op. cit.*, p. 327.
- ⑩ Ibid., pp. 438-467; O. H. Hutton, *op. cit.*, pp. 219-243; J. Depaw, *Pauvres, pauvres mendicants, mendicants valides ou vagabonds ? Les hésitations de la législation royale, RHMC, 1974, n°-3, pp. 401-418.*
- ⑪ Ibid., p. 417.
- ⑫ Ibid., p. 403; J. P. Gutton, *Lyon...op. cit.*, pp. 362-369; id., *Europe...op. cit.*, pp. 136-144.
- ⑬ J. P. Gutton, *Lyon...op. cit.*, pp. 370-393; id., *Europe...op. cit.*, pp. 150-156.
- ⑭ J. P. Gutton, *Lyon...op. cit.*, pp. 420-421, pp. 431-432.
- ⑮ J. P. Gutton, *Europe...op. cit.*, pp. 168-170.
- ⑯ cf. P. Chaunu, *Avant-propos à l'article de Jean-Claude Gégot, criminalité diffuse et société criminelle, Annales de Normandie, 1966.*
- ⑰ M. ノーロー『監獄の誕生——監視と処罰——』(田村敏雄)『新潮社』一九七七年、第一部、第三部。
- ⑱ 前掲書、八〇—一〇五頁。
- ⑲ P. Petrovitch (ed.), *Crimes et criminalités en France, XVIIIe-XVIIIe siècles*, Paris, 1971; N. Castan, *Justice et répression en Languedoc à l'époque des lumières*, Paris, 1980; RHMC, 1974, n°-3 (marginalité et criminalité 特集号); A. Farge, *Le vol d'articles à Paris au XVIIIe siècle*, Paris, 1974.
- ⑳ 拙著未刊「モンシマン・ノミットの犯罪社会学的研究——最近の諸研究をめぐって——」『史淵』一一三号、一九七六年、一七七一—一〇頁。同「十七、八世紀ノルマンディー地方北部の領主刑事裁判権——クリムナラの研究——」『社会経済史学』四三卷二号、一九七七年、一—三六頁。
- ㉑ P. Petrovitch, *op. cit.*, p. 187.
- ㉒ O. H. Hutton, *op. cit.*, p. 220.
- ㉓ S. Pillorget, *Claude-Henri Feytaud de Marville, lieutenant général de police de Paris, 1740-1747*, Paris, 1978.
- ㉔ P. Petrovitch, *op. cit.*, pp. 195-206; A. Farge, *op. cit.*, première partie.
- ㉕ A. Farge, *op. cit.*, pp. 51-54; J. P. Gutton, *Lyon...op. cit.*, pp. 438-467.

おわりに

本稿は「モンシマン・ノミット」期に関するいくつかの問題を取

上げて、アナルの社会史研究の現況を概観したのであるが、もちろん、アナルの研究は以上に尽きるものではない。多くの研究領域が、新たな問題意識と新資料の発掘をもとに開拓されている。

アナルは、ブロックとフェーヴルを始祖とし、ブローデルを経由して、ショーニユなどの第三世代に引継がれた。この間、レビューストロースやフーコーの構造主義的、文化人類学的方法を導入することにより、従来の歴史学にない新境地を開いたといえる。

しかし、かかるアナルの方法論にもいくつかの問題点を指摘することができる。「不変の相」を重視する構造史が、変転きわまらない近代以後の「変化する相」を捉えにくいという問題はおくとしても、ブロックやフェーヴルの念頭にあった全体史への展望はどのように継受されているのであろうか。隣接諸科学との交流、比較研究などの点では、所期の目的を達していると考えられるが、研究分野が拡大するにつれて、問題意識もそれだけ拡散し、個別研究に埋没しているのが現状である。それなればこそ、ショーニユは時系列史を提唱しているのであるが、それぞれの分野で定立された時系列は全体のなかでどのように位置づけられようか。因みに、「閉塞社会から解放社会へ」というシェーマですべてを説明することは困難である。

また、「非キリスト教化」、「犯罪現象」などの研究にみられる

ように、アナルの社会史はきわめて現象論的である。時系列の深淵な意味を解明するには、時系列の内側からのアプローチにとどまらず、外側からのアプローチが必要なのであり、やはり、全体史への展望と不可分に関わっている。それは究極的には、アナルが放棄した政治史の問題をどのようにふまえるかに関わっている。歴史学が社会学の方法をふまえることは当然だが、現在のアナルにあってはこの関係は逆転している。少なくとも、フーコーの権力論に固執する限り、アナルの研究は余り生産的とはならないであろう。もっとも、アナルが政治史に執着すると、逆の意味でアナルの魅力が損われてしまうことになる。

このようにみると、アナルも一つの岐路にさしかかっているように思われる。最近の著作によれば、ブローデルの大著『物質文明、経済と資本主義、十五〜十八世紀』は、具体的な物質文明(衣・食・住)の叙述から経済史に至る壮大な世界史を指向し、ル・ロワラデュリの『紀元千年以後の天候の歴史』、『モンタニユー』、『ロマンのカーニヴァル』は心性史にわけ入る一大ロマンを呈示し、マルサス流の人口問題を念頭におくショーニユの一連の論文^②は、人口と食糧の問題、宗教のあり方へと発展している^③。本稿では十分、ふれられなかったけれども、今後のアナルの展開を考察するには、ショーニユなどアナル第三世代と、それを継承する若

い世代の歴史意識を探る必要がある。かれらが文化人類学的方法を更に深化させていくのか、それともオーソドックスな社会史の方法に立帰っていくのか、しばらくその動向を見守ってゆきたい。

- ① F. Baudel, *Civilisation matérielle, économie et capitalisme, XV^e-XVIII^e siècle*, Paris, 1979, 3 vol.
- ② E. Le Roy Ladurie, *Histoire du climat depuis l'an mil*, Paris, 1967; id., *Montailion, village occitan de 1204 à 1324*, Paris, 1975; *Le carnaval de Romans, de la Chandeleur au mercredi des Cendres, 1579-1580*, Paris, 1979.
- ③ P. Chaunu, *La nuit à Paris...op. cit.*; id., *La violence de dieu*, Paris, 1977.

(大阪外国語大学助教授

【追記】

本報告成稿後、Y・M・ベルセ『祭りと叛乱——十六〜十八世紀の民衆意識——』（井上幸治監訳、新評論、一九八〇年）、E・ルロフ『ラデユリ』『新しい歴史——歴史人類学への道——』（権山紘一他訳、新評論、一九八〇年）、P・アリエス『子供』の誕生——アンシアン』レジーム期の子供と家族生活』（杉山光信・杉山恵美子訳、みすず書房、一九八〇年）があいついで出版されたので参照されたい。最近のアナルへの関心の高まりを如実に示すものである。